

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第67号 概要

①件名	「特別評価書」に係る不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年12月11日（受理：平成29年12月14日）
③実施機関	沖縄県教育委員会（教育庁学校人事課）
④決定年月日	平成29年12月27日（教人第2030号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第15条第8号エに該当 （人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの）
⑦審査請求年月日	平成30年1月10日（受理：平成30年1月10日）
⑧審査請求の趣旨	保有個人情報（特別評価シート）の全部開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	初任者研修中の私に対する評価を開示してもらいたい。
⑩諮問年月日	平成30年3月27日（教人第2464号）
⑪答申年月日	平成31年3月25日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 特別評価シート様式の項目及び別紙に記載する部分を開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 条例第15条第8号エの該当性について ア 本件公文書の様式（評価項目及び着眼点も含む。）については、教育委員会のホームページ等で公開していることことから、条例第15条第8号エに該当するとは認められず、開示すべきである。 イ 第4号様式について、別紙に記載する部分を開示すべきである。 ウ 第2号様式について、別紙に記載する部分を開示すべきである。</p> <p>(2) 開示にあたっての考え方 教職員評価システムの評価結果については、規則第9条により原則開示となっている。 ただし、条件付採用期間中の職員に対する特別評価については、例外的な取扱いとして、要領第6条において不開示としているものである。 事務上の支障があるものについて例外的な取扱いとなる部分が出ることはやむを得ないが、例外は制限的に取り扱うべきであり、当該例外規定をそのまま適用して不開示とするのではなく、開示することによって実質的に事務に支障をきたすかどうかを判断すべきである。</p> <p>(3) 付言 規則と要領の関係については、一般的に要領は、規則に基づきその範囲において実施方法等を定めるものとなるが、本件では、要領において実施方法の範囲を超えて、規則で開示としている評価結果について特別評価の場合は不開示となることを規定しており、不適當である。 沖縄県教育委員会においては、早急に適正な規定の整備に努められたい。</p>